

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和7年度	次回見直し予定	令和12年度
条 例 名		神奈川県薬物濫用防止条例			
条 例 番 号		平成27年神奈川県条例第10号	法 規 集	第8編第3章第1節	
所 管 室 課		健康医療局生活衛生部薬務課			
条 例 の 概 要		薬物の濫用の防止を図ることにより、県民の健康及び安全を確保するとともに、県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、県及び県民の責務を明らかにするとともに、薬物の濫用の防止に関する施策の実施その他必要な事項を定めている。			
検	視 点	検 討 内 容		備 考	
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（いわゆる危険ドラッグ等）を知事指定薬物に指定し、医療等の用途以外の使用等を禁止する等必要な事項を定めており、保健衛生上の危害防止のため今後も継続して必要な条例である。		知事指定薬物の指定数 令和2年度 17 令和3年度 16 令和4年度 15 令和5年度 15 令和6年度 15	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	危険ドラッグ等は、物質ごとに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という。）の指定薬物及び本条例の知事指定薬物として規制されているが、新種が次々と出回り、いわゆる「いたちごっこ」が続いている。また、若年者による医薬品の過剰摂取が問題化しており、このことを受けて、薬機法に新たに定義された「指定濫用防止医薬品」を薬物の定義に追加する必要があるため、改正を検討する。		○危険ドラッグ販売店舗（県内） 令和4年度 0 令和5年度 5 令和6年度 0 ○行政処分・罰則適用：施行から現在までなし	
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	知事指定薬物に対する規制は、県民が安心して暮らすことができる社会の寄与等の条例の目的を達成する上で適切なものであり、また、薬機法による規制との重複を避けており、効率的である。			
討	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例に基づく施策は、「新かながわグランドデザイン」の主要施策Ⅵ「危機管理・くらしの安全」の「②犯罪や事故のない安全な地域社会づくり」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、知事指定薬物の指定により、医療等の用途以外の使用等を禁止する等の規定を有するが、その内容は条例の目的に照らして合理的なものであり、かつ、憲法、法令に抵触しないものである。			
	その他				
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。		理 由 等 危険ドラッグ等の規制が現状いわゆる「いたちごっこ」となっていることに加え、薬機法で「指定濫用防止医薬品」が新たに定義されたことから、改正の検討が必要である。		